

(水道用)

施設協議書

年 月 日

公共施設管理予定者

住所 岐阜市祈年町4丁目1番地

氏名 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

上下水道事業部長

開発許可申請者

住所

氏名

印

都市計画法第32条の規定により、開発行為又は開発行為に関する工事により設置する施設の管理について協議し、下記のとおり協議を完了しました。

開発行為により設置される施設の所在

岐阜市

協議する 施設の種類	図面 番号	設 計 概 要			開発完了後 の管理者	開発完了後 の施設の帰属	摘 要
		材料寸法	延長	箇所数			

(水道用)

その他の協議内容

- 1 別添図書のとおり施工してください。
- 2 「上下水道工事共通仕様書」(最新版)を遵守することとしますが、その他については、別途協議してください。
- 3 施設完成後、岐阜市上下水道事業部の検査を受けてください。なお、完成後の検査が不可能な箇所については、中間検査を受けてください。
- 4 協議する施設のうち、開発完了後の管理者が岐阜市水道事業及び下水道事業管理者となる場合は、施設の使用を開始しようとする日までに、公共施設の管理引継ぎ申請書を提出してください。
- 5 公共用地(岐阜市基盤整備部土木管理課が引き継ぐ予定の土地)以外の土地に施設を埋設しようとする場合には、岐阜市上下水道事業部が将来にわたり維持管理できるよう、岐阜市上下水道事業部と協議の上、必要な措置をしてください。
- 6 予備協議結果通知書または開発行為等予備協議意見聴取書の意見を遵守してください。
- 7 水道管等の埋設は、岐阜市指定給水装置工事業者に施工させてください。
- 8 水道管から宅地内の引込については、岐阜市指定給水装置工事業者で岐阜市給水装置工事施行基準に基づき、施工してください。
- 9 管理引継ぎ後、当該上水道工事に申請者の責による瑕疵が2年以内に発見された場合は、申請者がその費用を負担し、責任を持って対応してください。
- 10 当該開発行為が中止、変更になる場合は、速やかに施設協議書の取下げ申請書を提出してください。
- 11 疑義及び変更が生じた場合は、別途岐阜市上下水道事業部と協議してください。